

## 3. 会 員

本会の会員は、創立以来、団体会員と個人会員（第7条）からなっている（創立時の定款第6条、現行定款

### 3.1 団体会員

1955(昭和30)年11月の定款変更で、団体会員はA種とB種(支部)に区分されたが、1961(昭和36)年10月の変更で、支部は団体会員部門から外し、以来現在の姿となっている。

現行定款では、第8条の第1項で、団体会員の資格を定めている。その内容は、基本的には創立時のものと同じである。また、第9条で団体会員を4つの級に分け、さらに第10条で、それぞれの級に対して、総会における表決権を定めている。

これを受けて第11条で団体会員は、複数の代表者(表決権の数)を決定して、本会の会務に参加

することが規定されている。団体会員の会費及び入会金については、細則第3条から第7条に規定されている。

団体会員は、その行う事業又は業務によって専門部会に参加するのが通例である。また、研究委員会は、当該研究委員会の主旨に賛同する団体会員を主体に組織されている。

1998(平成10)年4月1日現在、団体会員は157社(特級21,1級18,2級17及び3級101社)である。

### 3.2 個人会員

現行定款第8条の第2項に、個人会員の資格が定められている。その内容は、1961(昭和36)年10月の定款変更以来、ほとんど変更されていない。

定款第8条の規定を受けた細則第8条に従って、1976(昭和51)年9月に「個人会員に関する規則」が制定された。この規則によれば個人会員は、細則の各章に定める支部並びに専門部会、研究委員会、認定及び認証に関する委員会、特別委員会などから推薦された候補者の中から選考し、理事会の議を経て会長が委嘱することとなっている。

この推薦・委嘱のシステムは、ほとんど同じ形で現在に至っている。また、この規則制定以前にも実質的には、ほぼ同様のシステムで個人会員の委嘱が行われてきた。

本会の個人会員は、いわゆる特別会員の性格をもつものであり、今日までの本会の発展に対する寄与は大きいものがある。最近の(第25期)個人会員の総数は326名である。